

教育予算の拡充を求める意見書

児童生徒の実態に応じきめ細やかな対応ができるようにするために「少人数教育」を実施しているが、教育予算が十分確保できる自治体と財政的に厳しい自治体とでは、学校施設なども含めて教育条件の地域間格差が広がってしまうことは必至である。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合(日本 2.7% OECD 3.5%)や教職員数(初等中等教育学校の1,000人当たりの教職員数 日本 82人 OECD 平均 107.4人)などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育が受けられる必要がある。そのためには、教育予算を国全体としてしっかり確保し、充実させる必要がある。

よって、国においては、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を早期に実施するとともに、学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充し、教育の重要性を踏まえ、教育に必要な財源の確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	扇		千	景	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	菅		義	偉	様
財務大臣	尾	身	幸	次	様
文部科学大臣	伊	吹	文	明	様